

2021年9月15日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

10月以降における授業等の実施について（通知）

東京都における新型コロナウイルスの感染状況は、徐々に低減してきているとはいえ、いまだに高い値を示しており、政府による緊急事態宣言も9月30日まで延長されました。また、本学でも新規感染者の報告が後を絶たず、決して予断を許さない状況です。

一方で、対面授業等の実施及び入構制限については、学生の学修機会を確保する観点から、感染状況を注視しながら段階的に緩和していく必要があると考えます。そこで、改めて本学としての対応を検討した結果、10月末までは現在の措置を延長し、学生の大学構内への立ち入りを制限しつつ、一部の対面授業への出席、また、学位論文作成のための研究等を行う学部4年生及び大学院学生等に認めることとしましたので、担当教員の指示に従ってください。

なお、構内への入構に当たっては、守衛所での学生証の提示が必要となりますので必ず携行してください。

また、授業内容などにより実施方法等が変更される場合がありますので、学務システム（LiveCampus）に登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

デルタ株をはじめとする変異株の流入等により、若年層の感染、重症化、また、屋外での感染例や一つの密での感染例も報告されており、大学においても万全の注意が必要な状況となっています。授業や研究のために入構する場合はもちろんですが、その前後の通学・帰宅時においても気を緩めることなく感染防止対策の徹底をお願いします。特に次の①～④の事項については格段の徹底をお願いします。

- ① マスクを常に正しく着用すること（不織布マスクを推奨）。
- ② 手指の消毒を徹底すること。
- ③ 授業開始前や終了後に会話をする場合には、決して密集・密接することなく、適切な距離（1 m以上）を保つこと。
- ④ 授業等その他の活動前後における会食等（特に飲酒を伴う会食、人流の多い場所への立入り等）は避けるとともに、活動後は速やかに帰宅すること。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により対応を見直す場合は、改めて周知いたします。